

J-クレジット制度 排出削減プロジェクト 妥当性確認報告書

プロジェクトの名称：

役場庁舎他への木質バイオマスボイラー導入事業

妥当性確認 機関名	ビューローベリタスジャパン株式会社
--------------	-------------------

発行日 2016年 11月 24日

1 妥当性確認機関の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

※ 「判断の根拠」に関する項目については、根拠としたプロジェクト計画書等の章番号、該当頁等を記載するとともにその妥当性について記載すること。(以下、本文書を通じて同様)

機関名称	ビューローベリタスジャパン株式会社
プロジェクトの関係者との利害 抵触	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
判断の根拠	<p>プロジェクト関係者に対する利害関係がないことを、契約レビュー時にチェックシートで確認を行っている。</p> <p>担当審査員に対しては、妥当性確認業務の依頼時に、利害相反がないことを確認している。</p>

2 プロジェクト実施者の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

<p>プロジェクト代表実施者 ※プログラム型プロジェクトの場合、「プログラム型運営・管理者」を記載すること。</p>	和寒町長 奥山 盛
<p>プロジェクト実施者（代表者以外） ※プログラム型プロジェクトの場合、「削減活動の実施者」を記載すること。</p>	(なし)
<p>低炭素社会実行計画への参加実態 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること</p>	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
<p>温対法特定排出者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること</p>	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
<p>省エネ法報告対象者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること</p>	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

3 妥当性確認結果（総括）

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

妥当性確認実施期間	□プロジェクトの実施前 ■プロジェクトの実施後	
プロジェクト名	役場庁舎他への木質バイオマスボイラー導入事業	
認証予定期間 ※実施要綱に定められた認証対象期間内に設定されていることを確認して記載すること。	2016年 11月 24日 ～ 2024年 11月 23日	
適用方法論	方法論番号	EN-R-001 Ver. 1.3
	方法論名称	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
想定排出削減量・想定吸収量	認証予定期間の合計値	1,407 t-CO ₂
プロジェクト実施者と合意した妥当性確認の前提	妥当性確認の基準 ※適用した制度文書類のバージョンを記載すること	文書名：実施要綱 Ver. 3.0 文書名：実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver. 3.0 文書名：実施規程（審査機関向け） Ver. 1.2 文書名：モニタリング・算定規程 Ver. 2.5 （排出削減プロジェクト用）
	目的 ※プロジェクトの実施によって、プロジェクト計画書に記載された削減量・吸収量が実際に生じる見込みに対する評価を行うことも目的に含めて記載すること	プロジェクト事業者が作成したプロジェクト計画書に記載された情報が、その作成基準である実施要綱 Ver.3.0、実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver.3.0 に準拠しているかどうかを確かめるために、関連する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を表明する。
	範囲 ※妥当性確認の範囲がプロジェクト計画書の範囲であることを記載すること	プロジェクト計画書に記載された情報。具体的には以下のとおり。和寒町役場庁舎、図書館、福祉センターにおいて、従来 A 重油ボイラー及び灯油ボイラーで行っていた施設の暖房及び給湯を、木質バイオマスボイラーに代替し、省エネルギー・省 CO ₂ 化を図る事業。
	保証水準 ※妥当性確認の結論を意見として表明する際に採用した水準を記	合理的保証

	載すること	
<p>妥当性確認手続</p> <p>※現地審査の実施有無について記載すること</p> <p>※また、実際に実施した手続、スケジュールについて、サンプリング手法も含めて記載すること</p>		<p>■現地審査を実施した（2016年11月16日に訪問）</p> <p>□サンプリングで現地審査を実施した（ 年 月 日に訪問）</p> <p>□現地審査を実施していない</p> <p>・妥当性確認計画の策定（2016年11月11日）</p> <p>・文書審査（2016年11月9日～11日） プロジェクト概要の把握、リスク評価 現地審査スケジュールの策定</p> <p>・現地審査（2016年11月16日）</p> <p>・妥当性確認結果の評価・報告書作成（2016年11月17～22日）</p> <p>・社内レビュー（2016年11月22, 24日）</p>
<p>修正・指摘事項及び解決方法</p> <p>※4における結果を総括し、排出削減量又は吸収量に影響を与える可能性のある、主な指摘事項について記載すること</p>		<p>・プロジェクト実施前の対象設備が、A重油ボイラーが1台であったが、現地視察においてA重油ボイラー3台及び灯油ボイラー1台であることを確認した。記載を見直し、適切に修正されたことを確認した。</p> <p>・プロジェクト実施前の灯油ボイラーの追加により、プロジェクト実施後の総発熱量を、プロジェクト実施前の熱量比でA重油使用分と灯油使用分に按分し、プロジェクト実施前のCO2排出量が適切に修正されたことを確認した。</p>
<p>妥当性確認結果</p>	<p>確認結果</p>	<p>■無限定適正 □不適正 □意見不表明</p>
	<p>意見・結論</p> <p>※4における結果を総括し、確認結果における意見の理由を記載すること</p>	<p>事業者が作成したプロジェクト計画書は、プロジェクト事業の要件を満たしており、プロジェクト計画書の誤りの合計値が重要性の基準値（5%）未満であることが確認された。したがって、全ての重要な点において適正であると認める。</p>